

国立大学法人東京農工大学役員退職手当規程実施細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京農工大学役員退職手当実施細則（18細則第18号）の一部を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考												
<p>国立大学法人東京農工大学役員退職手当実施細則</p> <p>平成18年3月27日 18細則第18号</p> <p>第1条～第7条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表第1</p> <p>イ 省略</p> <p>ロ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表</p> <table border="1" data-bbox="197 817 992 1241"> <tr> <td data-bbox="197 817 338 1026">第1号区分</td> <td data-bbox="338 817 992 1026">                     一 平成18年4月1日以後適用されている国立大学法人東京農工大学役員報酬規程（以下「平成18年4月以後の役員報酬規程」という。）の役員俸給表の適用を受けていた者で同表6号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの                      二 法施行令別表第1口に掲げる第1号区分の項に掲げるもの                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1026 338 1201">第2号区分</td> <td data-bbox="338 1026 992 1201">                     一 平成18年4月以後の役員報酬規程の役員俸給表の適用を受けていた者で同表1号俸から5号俸までの俸給月額を受けていたもの                      二 法施行令別表第1口に掲げる第2号区分の項に掲げるもの                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1201 338 1241">(以下略)</td> <td data-bbox="338 1201 992 1241">(以下略)</td> </tr> </table>	第1号区分	一 平成18年4月1日以後適用されている国立大学法人東京農工大学役員報酬規程（以下「平成18年4月以後の役員報酬規程」という。）の役員俸給表の適用を受けていた者で同表6号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの 二 法施行令別表第1口に掲げる第1号区分の項に掲げるもの	第2号区分	一 平成18年4月以後の役員報酬規程の役員俸給表の適用を受けていた者で同表1号俸から5号俸までの俸給月額を受けていたもの 二 法施行令別表第1口に掲げる第2号区分の項に掲げるもの	(以下略)	(以下略)	<p>第1条～第7条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p> <p>別表</p> <p>イ 省略（現行どおり）</p> <p>ロ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表</p> <table border="1" data-bbox="1050 817 1845 1249"> <tr> <td data-bbox="1050 817 1191 1026">第1号区分</td> <td data-bbox="1191 817 1845 1026">                     一 平成18年4月1日以後適用されている国立大学法人東京農工大学役員報酬規程（以下「平成18年4月以後の役員報酬規程」という。）の役員俸給表の適用を受けていた者で同表7号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの                      二 法施行令別表第1口に掲げる第1号区分の項に掲げるもの                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1050 1026 1191 1201">第2号区分</td> <td data-bbox="1191 1026 1845 1201">                     一 平成18年4月以後の役員報酬規程の役員俸給表の適用を受けていた者で同表1号俸から6号俸までの俸給月額を受けていたもの                      二 法施行令別表第1口に掲げる第2号区分の項に掲げるもの                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1050 1201 1191 1249">(以下略)</td> <td data-bbox="1191 1201 1845 1249">(以下略)</td> </tr> </table>	第1号区分	一 平成18年4月1日以後適用されている国立大学法人東京農工大学役員報酬規程（以下「平成18年4月以後の役員報酬規程」という。）の役員俸給表の適用を受けていた者で同表7号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの 二 法施行令別表第1口に掲げる第1号区分の項に掲げるもの	第2号区分	一 平成18年4月以後の役員報酬規程の役員俸給表の適用を受けていた者で同表1号俸から6号俸までの俸給月額を受けていたもの 二 法施行令別表第1口に掲げる第2号区分の項に掲げるもの	(以下略)	(以下略)	
第1号区分	一 平成18年4月1日以後適用されている国立大学法人東京農工大学役員報酬規程（以下「平成18年4月以後の役員報酬規程」という。）の役員俸給表の適用を受けていた者で同表6号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの 二 法施行令別表第1口に掲げる第1号区分の項に掲げるもの													
第2号区分	一 平成18年4月以後の役員報酬規程の役員俸給表の適用を受けていた者で同表1号俸から5号俸までの俸給月額を受けていたもの 二 法施行令別表第1口に掲げる第2号区分の項に掲げるもの													
(以下略)	(以下略)													
第1号区分	一 平成18年4月1日以後適用されている国立大学法人東京農工大学役員報酬規程（以下「平成18年4月以後の役員報酬規程」という。）の役員俸給表の適用を受けていた者で同表7号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの 二 法施行令別表第1口に掲げる第1号区分の項に掲げるもの													
第2号区分	一 平成18年4月以後の役員報酬規程の役員俸給表の適用を受けていた者で同表1号俸から6号俸までの俸給月額を受けていたもの 二 法施行令別表第1口に掲げる第2号区分の項に掲げるもの													
(以下略)	(以下略)													

附 則（19細則第14号）

この細則は、平成19年11月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。